

## 山口県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等 に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第1号様式による正本及び副本に、それぞれ別表の添付書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項による申請があった場合、申請者が法第40条各号に掲げる基準及び山口県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（以下「基準等」という。）に適合すると認められるときは、支援法人として指定できるものとし、第2号様式により申請者に通知するものとする。

3 知事は、申請者が基準等に適合しないと認められるときは、第3号様式により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第3条 法第41条第2項の規定による変更の届け出は、第4号様式により、知事に提出しなければならない。

(債務保証業務委託の認可)

第4条 支援法人は、法第43条第1項の規定による認可を受けようとするときは、第5号様式による正本及び副本に、それぞれ業務委託契約書を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第6号様式により支援法人あて通知するものとする。

3 知事は、第1項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不相当であると認めるときは、第7号様式により、支援法人あて通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第5条 支援法人は、法第44条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、第8号様式による正本及び副本に、それぞれ債務保証業務規程を添えて知事に申請しなければならない。

- 2 支援法人は、前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、第9号様式による正本及び副本に、それぞれ変更した債務保証業務規程を添えて知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第1項による場合は第10号様式により、前項による場合は第11号様式により、支援法人へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適當であると認めるときは、第1項による場合は第12号様式により、第2項による場合は第13号様式により、支援法人へ通知するものとする。

#### (事業計画等の認可)

- 第6条 支援法人は、法第45条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、第14号様式による正本及び副本に、それぞれ法第42条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて知事に申請しなければならない。
- 2 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、第15号様式による正本及び副本に、それぞれ変更した事業計画等を添えて知事に申請しなければならない。
  - 3 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第1項による場合は第16号様式により、前項による場合は第17号様式により、支援法人あて通知するものとする。
  - 4 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適當であると認めるときは、第1項による場合は第18号様式により、第2項による場合は第19号様式により、支援法人あて通知するものとする。

#### (事業報告書等の提出)

- 第7条 支援法人は、毎事業年度、法第45条第2項の規定により、第20号様式により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (支援法人の指定辞退)

- 第8条 支援法人は、やむを得ない理由により法第40条の規定による指定を辞退する場合は、第21号様式により、知事に提出しなければならない。

#### (指定の取消し等)

- 第9条 知事は、法第50条に基づき指定の取り消しを行った場合は、第22号様式により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は令和2年11月2日から施行する。

## 別表

|   | 添付書類                | 留意事項等  |
|---|---------------------|--|
| 1 | 定款                  | ・ 支援業務の実施に関する記事を記載   |
| 2 | 登記事項証明書             | ・ 発行後 3 か月以内の証明書   |
| 3 | 財産目録及び貸借対照表         | ・ 申請の日の属する事業年度の前事業年度におけるものを提出<br>・ 申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録を提出   |
| 4 | 申請に係る意思の決定を証する書類    | ・ 議事録の謄本等意思決定されたことが確認できるもの   |
| 5 | 支援業務の実施に関する計画書      | ・ 次に掲げる事項を記載した別添 1 を添付<br>① 組織及び運営に関する事項<br>② 支援業務の概要に関する事項  |
| 6 | 役員の氏名及び略歴を記載した書類    |  |
| 7 | 現に行っている業務の概要を記載した書類 | ・ 居住支援業務等の概要を記載した別添 2 を添付  |
| 8 | その他知事が必要と認める書類      | ・ 誓約書（様式第23号）<br>・ 債務保証業務を委託する場合は、経理について、その他の業務と区分されていることがわかる書類<br>・ 内部規則等個人情報管理の措置に関する書類<br>・ 居住支援法人の指定にあたって参考になる書類 |